

福岡県設計・調査等委託業務 成績評定要領について

平成 18 年 6 月 16 日
18 管 第 2102 号
総務部長依命通達

本庁各部各課（室）長
警察本部長
教 育 長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

このことについて、福岡県が発注する設計・調査等の委託業務について、成績評定を行うことにより、受注業者のより真摯な取り組みを促し、当該業務の円滑な進捗並びに成果品の品質確保を図るとともに、この成績評定データを蓄積した上で、適正な業者選定への活用を図るため、「福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領」を定め、成績評定を実施することといたしましたので、内容を十分に理解の上、事務処理に遺漏のないよう願います。

上記のとおり命により通達します。

福岡県設計・調査等委託業務成績評定要領

最終改正 令和 7 年 3 月 13 日 6 財活第 4542 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福岡県が発注する建設委託業務に係る設計・調査等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、契約金額が 500 万円を超える委託業務で次に掲げるもの（以下「業務」という。）とする。

- (1) 設計業務
- (2) 調査業務及び計画業務
- (3) 測量業務（用地測量を含む。）、地質調査業務及び単純調査業務（調査業務及び計画業務のうち簡単なものをいう。）

(評定の内容)

第 3 条 評定は、業務の実施状況及び目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第 4 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者のいずれかとする。

- (1) 当該業務の契約を担当する所属の長（以下「所属長」という。）
- (2) 福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 177 条に規定する当該業務の検査員（以下「検査員」という。）
- (3) 所属長が指定する者

2 前項の規定にかかわらず、農林水産部、県土整備部及び建築都市部（以下「発注部」という。）においては、検査員及び各発注部で定める者が評定を行うものとする。

(評定の方法)

第 5 条 評定は、別記考査基準に基づき、業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、委託業務成績評定表（様式第 1 号その 1 又は様式第 1 号その 2）に記載もしくはその内容を記録するものとする。
- 3 評定の詳細については、発注を行う部局（以下「部局」という。）が別に定めるものとする。

(評定の時期)

第 6 条 検査員である評定者は検査を実施したときに、その他の評定者は業務が完了したときに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の提出)

第 7 条 評定者は、評定を終了したときは、速やかに、関係書類を添えて委託業務成績評定結果提出書（様式第 2 号）により、評定結果を所属長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第 8 条 所属長は、評定者から評定結果の提出があったときは、速やかに、当該業務の受託者に対

して、委託業務成績評定通知書（様式第 3 号その 1-1 又は様式第 3 号その 2-1）により、評定結果を通知するものとする。

- 2 評定の通知を行った後、正当な理由により評定を修正した場合は速やかに、委託業務成績評定通知書（様式第 3 号その 1-2 又は様式第 3 号その 2-2）により、評定結果を通知するものとする。

（説明請求等）

第 9 条 前条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から 10 日間（福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、委託業務成績結果説明請求書（様式第 4 号）により、通知を行った所属長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 所属長は、前項の規定により説明を求められたときは、同項の期間の末日の翌日から起算して 10 日以内（県の休日を除く。）に、委託業務成績評定に係る説明書（様式第 5 号）により回答するものとする。
- 3 所属長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会の審議を経るものとする。
- 4 所属長は、第 2 項の回答を行ったときは、説明申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、インターネットを利用して閲覧に供する方法により速やかに公表するものとする。

（工事成績評定評価委員会）

第 10 条 前条の工事成績評定評価委員会は、各部局において設置するものとする。

（各発注部の協力等）

第 11 条 各発注部は、評定の詳細の改正等に際して発注部間で協議するものとする。また、各部局から評定について協力要請があったときは、これに応じるものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。